

那須塩原市教育委員会後援名義等の使用承認に関する規程（平成29年3月30日教育委員会訓令第1号）

最終改正:令和7年3月28日教育委員会訓令第3号

改正内容:令和7年3月28日教育委員会訓令第3号 [令和7年4月1日]

○那須塩原市教育委員会後援名義等の使用承認に関する規程

平成29年3月30日教育委員会訓令第1号

改正

令和3年2月4日教育委員会訓令第1号

令和7年3月28日教育委員会訓令第3号

那須塩原市教育委員会後援名義等の使用承認に関する規程

那須塩原市教育委員会後援名義等の使用承認に関する規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、国、地方公共団体、公益法人、民間団体等（以下「主催者」という。）が主催する事業に対する那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援及び共催の名義（以下「後援名義等」という。）の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

（2）共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

（対象事業）

第3条 教育委員会の後援名義等の使用の承認（以下「承認」という。）をする事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

（1）事業の目的及び内容が、市の教育、芸術、文化又はスポーツの振興に寄与すると認められるもので、公共性があること。

（2）主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。

（3）主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

（4）事業の実施場所において、公衆衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認しないものとする。

（1）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（2）政治団体若しくは宗教団体が主催するもの、政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とするもの

（3）営利又は商業宣伝を目的とするもの

（4）特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの

（5）教育委員会の教育行政の運営に関する方針に反するもの

（6）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が承認を行うことが不適当と認めるもの

（承認の手続等）

第4条 承認を受けようとする者は、後援名義等使用承認申請書（様式第1号）を後援名義等を使用する日の6月から20日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期間内に申請書の提出ができない場合には、この限りでない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請があつたときは、速やかに内容を審査の上、承認の可否を決定し、承認する場合には後援名義等使用承認通知書（様式第2号）により、不承認とする場合には後援名義等使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（承認の期間）

第5条 後援名義等の承認期間は、承認した日から当該事業の終了する日までとする。

（事業の変更等）

第6条 承認を受けた後、事業の内容等に変更が生じた場合は、後援名義等を使用する者（以下「名義使用者」という。）は、直ちに事業内容変更申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は除く。

2 教育委員会は、前項の事業内容変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、承認の可否を決定し、承認する場合には後援名義等使用の事業内容変更承認通知書（様式第5号）により、不承認とする場合には後援名義等使用の事業内容変更不承認通知書（様式第6号）により名義使用者に通知しなければならない。この場合において、必要な条件を付すことができる。

（事業の中止）

第7条 承認を受けた後、事業を中止することとなった場合は、名義使用者は、直ちに事業中止届（様式第7号）により教育委員会に届け出なければならない。

（事業実施結果の報告）

第8条 名義使用者は、事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書（様式第8号）により教育委員会に報告しなければならない。

（承認の取消し）

第9条 教育委員会は、名義使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

（1）虚偽その他の不正の手段により承認を受けたとき。

（2）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。

（3）その他後援名義等の使用にふさわしくない行為があつたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援名義等使用承認取消書（様式第9号）により通知するものとする。

（後援名義等の無断使用）

第10条 教育委員会は、後援名義等が無断で使用されたときは、直ちに当該事業の主催者に書面又は口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

---